

中間市立学校体育施設使用に関する注意事項

- ① 中間市立学校体育施設使用団体登録申請書の内容に虚偽などがあった場合は受理しません。また、受理後にそれらのことがわかった場合は、登録を取り消し以後の使用を禁止します。
- ② 団体登録期間は、最大、申請のあった年度の年度末（3月31日）までとなります。
- ③ 学校教育に支障がある場合、又は、中間市教育委員会（以下、「委員会」という。）が管理に支障があると認める場合は、使用を許可しません。
- ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合は使用を許可しません。
- ⑤ 建物もしくは付属設備等を破損し、又は、消滅するおそれがある場合は使用を許可しません。
- ⑥ 使用する学校体育施設（以下「施設」という。）の鍵や機械警備のセキュリティカード等は団体登録後に行いますが、施設の継続使用を行わなくなった場合は速やかに返却すること。
- ⑦ 特別な理由や連絡がない状態で継続使用を2か月以上されなかった場合、施設の継続使用団体としての通常使用枠を抹消します。
- ⑧ 使用者は、使用する備品を各自で持参し使用後は持ち帰ること。持込困難なバレーボール支柱等の備品は学校既設分を使用することを認めます。ただし、学校からの使用停止の連絡があった場合は、学校既設分の使用を許可しません。
- ⑨ 学校敷地内での喫煙、水分補給以外の飲食は禁止です。
- ⑩ ごみは持ち帰ること。
- ⑪ 施設使用のキャンセルを行う場合は、使用当日の正午までに中間市生涯学習課スポーツ振興係（TEL093-246-6224）まで連絡をすること。なお、納入済みの使用料に関しては翌月以降使用の振替対応で行い、特別の理由がない限り返金対応は行いません。
- ⑫ 施設使用後の片付け、消毒、消灯、機械警備のセット、施錠、施設からの退場を許可された使用時間内に行うこと。
- ⑬ 許可された使用時間の前倒しや超過はしないこと。
- ⑭ 使用者は、使用を終えたとき、又は、使用許可を停止させられたとき、直ちに原状に復旧すること。
- ⑮ 使用に際し、建物、付属設備、器具、貸与している鍵類、その他工作物等を損傷、汚損、又は消滅させたときは、委員会に報告の上、使用者はその損害を賠償すること。
- ⑯ 施設使用中に使用者の責めに帰すべき事由により、人身事故が発生したときは、使用者は、これに係る一切の責めを負うこととし、学校及び委員会は責めを負わないものとします。施設使用に伴うゲガ等に関しては、スポーツ保険に加入する等、各団体の責任において対応してください。
- ⑰ その他、施設の利用に関して、学校及び委員会による取り決めに遵守すること。